

第2号 平成18年3月1日(水曜日)

平成十八年三月一日(水曜日)

午前九時開議

出席分科員

主査	実川 幸夫君	
	井澤 京子君	井脇ノブ子君
	尾身 幸次君	奥野 信亮君
	加藤 勝信君	中山 成彬君
	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君
	福田 峰之君	武藤 容治君
	岩國 哲人君	岡本 充功君
	川端 達夫君	郡 和子君
	原口 一博君	馬淵 澄夫君
	笠井 亮君	佐々木憲昭君
兼務	大塚 高司君	兼務 中森ふくよ君
兼務	福田 昭夫君	兼務 高木美智代君
兼務	菅野 哲雄君	

文部科学大臣	小坂 憲次君	
文部科学副大臣	馳 浩君	
文部科学大臣政務官	吉野 正芳君	
政府参考人		
(内閣府政策統括官)	林 幹雄君	
政府参考人		
(文部科学省大臣官房長)	玉井日出夫君	
政府参考人		
(文部科学省大臣官房文教施設企画部長)		大島 寛君
政府参考人		
(文部科学省生涯学習政策局長)		田中壮一郎君
政府参考人		
(文部科学省初等中等教育局長)		銭谷 眞美君
政府参考人		
(文部科学省高等教育局長)		石川 明君
政府参考人		
(文部科学省高等教育局私学部長)		金森 越哉君
政府参考人		

(文部科学省科学技術・学術政策局長)	小田 公彦君
政府参考人	
(文部科学省研究振興局長)	清水 潔君
政府参考人	
(文部科学省研究開発局長)	森口 泰孝君
政府参考人	
(文部科学省スポーツ・青少年局長)	素川 富司君
政府参考人	
(文化庁次長)	加茂川幸夫君
政府参考人	
(厚生労働省大臣官房審議官)	草野 隆彦君
政府参考人	
(厚生労働省労働基準局長)	青木 豊君
政府参考人	
(経済産業省大臣官房審議官)	西川 泰藏君
文部科学委員会専門員	井上 茂男君
予算委員会専門員	清土 恒雄君

分科員の異動

三月一日

辞任	補欠選任
尾身 幸次君	福田 峰之君
中山 成彬君	加藤 勝信君
原口 一博君	田島 一成君
馬淵 澄夫君	神風 英男君
佐々木憲昭君	穀田 恵二君

同日

辞任	補欠選任
加藤 勝信君	武藤 容治君
福田 峰之君	井澤 京子君
神風 英男君	郡 和子君
田島 一成君	川端 達夫君
穀田 恵二君	塩川 鉄也君

同日

辞任	補欠選任
井澤 京子君	丹羽 秀樹君
武藤 容治君	井脇ノブ子君

川端 達夫君	岩國 哲人君
郡 和子君	鈴木 克昌君
塩川 鉄也君	吉井 英勝君

同日

辞任	補欠選任
井脇ノブ子君	永岡 桂子君
丹羽 秀樹君	尾身 幸次君
岩國 哲人君	岡本 充功君
鈴木 克昌君	馬淵 澄夫君
吉井 英勝君	笠井 亮君

同日

辞任	補欠選任
永岡 桂子君	中山 成彬君
岡本 充功君	原口 一博君
笠井 亮君	高橋千鶴子君

同日

辞任	補欠選任
高橋千鶴子君	石井 郁子君

同日

辞任	補欠選任
石井 郁子君	赤嶺 政賢君

同日

辞任	補欠選任
赤嶺 政賢君	塩川 鉄也君

同日

辞任	補欠選任
塩川 鉄也君	佐々木憲昭君

同日

第五分科員大塚高司君、福田昭夫君、高木美智代君、第六分科員菅野哲雄君及び第七分科員中森ふくよ君が本分科兼務となった。

本日の会議に付した案件

平成十八年度一般会計予算
平成十八年度特別会計予算
平成十八年度政府関係機関予算
(文部科学省所管)

実川主査 これより予算委員会第四分科会を開会いたします。

平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算及び平成十八年度政府関係機関予算中
文部科学省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

川端分科員 民主党の川端です。大臣、副大臣、よろしくお願い申し上げます。

教育は、申すまでもなく、国の将来の命運を左右する根幹の大事業でございます。その部分に
大臣、副大臣、以下文科省の皆さん、御担当いただいている責任は大変重いですし、期待
も大きいと思いますので、ぜひとも御健闘を期待したいと思っております。

そこで、最近、子供に関しまして、いわゆる学校の安全、予算委員会でもいろいろ議論になり
ましたが、学校の安全あるいは学力の水準、そして家庭の問題等々、最近の子供を取り巻く状況
というのにいろいろな問題が提起をされているということは、御案内のとおりでございます。

そういう中で、かなり個人的な話ですが、今の子供と我々、大臣もそんなに年が変わりませ
んから、我々の子供のときと随分違うなというふうに私は非常に感じるんですけども、大臣が今
のこういう子供を取り巻く状況を見たときに、振り返られて、自分の子供時代はこんなのだ
なとかいうことを含めて、何かお感じがありましたらお伺いしたいのと同時に、最近、御自身
の卒業アルバムとか文集とか、ごらんになったこともありますか、そういうことを含めてお尋
ねします。

小坂国務大臣 川端委員御指摘のように、委員と比較的近い世代ということで申し上げますと、
私どもの子供のころには、家もこんなに立て込んでおりませんでしたし、地域に畑やいろいろな
工事現場があったり、刺激がいっぱいあったですね。そして、農業と接するという接点も、帰り
道に、ジャガイモを収穫した後の小芋がくっついたものが山積みになっていたり、お百姓さん
に言うと、それ、持っていてもいいよなんて言われて、喜んでそれを持って帰って食べた経験も
あります。こういった道草を食った覚えがある。ところが今の子供たちは、そういう道草を食
うことすら許されない。

学校、通学路の安全ということを考えますと、スクールガードリーダーの皆さんが付き添っ
てくださることは大変ありがたい。私は、過日、記者さんの質問にお答えしたこともあるんです
が、これは無理かもしれない、大変忙しい中でボランティアとしての時間を割いていただく方に無理
なお願いかもしれないけれども、一緒に道草を食ってくださるようなスクールガードリーダ
ーになっていただけたら子供たちはもっとうれしいだろうと。無理な考えかもしれませんが、そ
ういう希望すら持ちたくなる。

すなわち、自分の周辺に興味をそそるものがたくさんあって、好奇心が育ち、その好奇心が勉
強する意欲につながり、そして、みずから学ぶ、みずから考えるという、今まさに教育指導要領
の中で取り組むべき課題というものが自然に達成をされていた環境が身近にあった。そうい
う意味では、今の子供たちはかわいそうだなと思う面もあります。道路でも遊べない。

一方、今おっしゃったような卒業アルバムや卒業文集、見たことがあると言われると戸惑っ
てしまいますが、今どこに入っているか、さっぱりわかりません。残念ながら、私、全く見てお

りません。選挙になっても余り活用することもできませんので、使っていないわけですが、最近、そういったものに対しても個人情報保護という一つの枠があって、なかなか難しい時代になったな、こういう実感を持っております。

川端分科員 ありがとうございます。

安全の問題、お触れをいただきまして私も本当に同感であります。同時に、いわゆる学力水準の問題や家庭の問題を含めて、やはり、我々の子供のときと随分変わってしまったな。子供の安全を守るという前に、どうしてこういうふうに変化したんだろうか。そういう意味では、別に懐古趣味じゃなくて、我々の若いころはまた昔の人から見たらというふうに変化をしているのは当然なのですが、昔はどのような状況であったかということを検証することは、現在の問題解決のためにも非常に大事な視点ではないかというふうに私かねがね思っております。

そういうときに、例えば、何でもお金さえあったらいいみたいな風潮に今なっているけれども、我々が子供のときはそんなに、そういうことではなかったな、あるいは、親とか兄弟とか友達とかいうものの大事さというのが随分希薄になってきているな、そして、地域、先ほど言われた農家の、御近所の皆さんとかいうものも希薄になってきたなというのは事実だと思うんですね。

そういうものを検証して、これからの社会あるいは教育のあり方をいろいろ検討するときに、昔はどうしてこういうことだったんだろう、今、それがいいものとして継承できないのだろうかということを探るときに、実は、今大臣いみじくもお触れになりました個人情報保護法というのが学校現場でどういう状況になっているのかというのが、若干疑問に思うことがあります。

私は、数年前に、近所の方が、ごみ出しで、紙料、古雑誌とかいうので、どかっと向かいの家から出てきたのを何げなく見たら文集だった、見たら、あんたの子供のときの年代みたいやから、友達同士の親でしたから、よその家のごみだけれども、これ、捨てるのと言ったら、捨てると言ったからもらってきたから、要るのがあったら探しいと言われて、探したら、小学校のときの作文で、お巡りさんは毎日みんなを守ってくれてありがとうみたいな作文が出てきて、非常に何か、懐かしいというより、書いた覚えは全くありませんから、子供のときはこんなことを考えていたんだなというふうに思いました。

そこで、個人情報について若干お尋ねしたいんですが、法律で、個人情報保護法、三本立てであるんですが、学校が管理する個人情報というものはどういう位置づけで定義されているのかをまずお伺いしたいと思います。

小坂国務大臣 御指摘の個人情報の保護に関する法律におきましては、「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定しております。各学校が保有する名簿を初めとして、卒業アルバムや文集なども個人情報に該当すると考えられております。

文部科学省では、学校における個人情報の取り扱いの適正化を図るために、個人情報保護法の適用対象となる私立学校法人向けの指針、ガイドラインを策定するとともに、当該指針の解説において基本的な考え方や想定される参考事例などを示して、どういったものが該当するであろう

ということを示しているわけでございます。

また、本指針の解説につきまして、本年の二月に見直しまして、学校における緊急連絡網の作成だとか配付に当たっての必要となる具体的な手続及び留意点、こういったものを明確にするなど、学校における個人情報の適切な取り扱いということを指導しているところでございます。

そういったように、どれが個人情報になるのかと言われると、若干まだ、取り扱い方法ややり方によってなったりならなかったりという部分もありますが、概略、今申し上げたような範囲だと思っております。

川端分科員 現状はそういうことだと思います。今、氏名、生年月日等、個人が特定できる生存者の情報ということは法の基本的な概念でありますし、学校において、名簿とか云々の中に卒業アルバムも最近加えられたということは承知しております。その名簿をいろいろな部分で、商売の目的も含めて、非常な迷惑をこうむるという事例が多発している部分からいって、ここを厳格に管理しなければならないということはそのとおりだと思っております。

今、大臣、文集もおっしゃいました、先ほど私が文集と聞いたので、文集はその対象に入っているということは、ちょっと探しても事例としては言葉としてないんですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

小坂国務大臣 文集が入るか入らないかについて、このガイドラインを策定しております現場の方からまずコメントをさせていただきたいと思っております。

玉井政府参考人 私どもの法解釈としては、文集も入り得る、こう考えておりますが、今回のガイドラインといいますか、私どもの参考事例の中では、特に主なものを挙げてきておりますので、文集は入っておりません。緊急連絡網等も入っていなかった、あるいはアルバム等も入っていなかったものですから、今回、見直して入れてまいりました。

川端分科員 言われるように、私、いろいろ調べてみたんですが、文集という言葉は書いていないんですよ。それで、今、何点か問題があるんです。

一つは、大臣が言われたように、個人情報保護法の基本理念、責務、それから施策、国がとるべきものは決めて、それが民間と独立行政法人と地方自治体という部分で、独立行政法人と地方自治体に関してはそれぞれの法律及び条例で策定する、民間は国がということになっていますから、ここはある種の縦割りの世界ですね。

教育現場ということであれば、例えば私立の学校もあれば、国立、これは独立行政法人になる、そして公立は地方自治体になるというときに、教育現場として一つの考え方で管理されるべきだと私は思うんですが、仕組みとして、先ほど言われた指針というのは民間の私立にだけ出されるものであって、独法である国立というのはそちらの法律でやりなさい、そしてもう一つは、公立に関しては地方の条例でやりなさい。調べてみると、やっているところもあればやっていないところもある。そして、民間に対する、私学に対する指針の中では、これに沿って地方自治体もや

られることが望まれますみたいな文章だけ書いてある。

そうすると、私は、法体系も一度見直すべきだと思いますと同時に、教育現場を所掌される皆さんとしては、やはりきちっと一本に指針が示されるようにされるべきだという視点で、ぜひともこれからの御検討をお願いしたい、これがまず要望の一点目ではありますが、それに対していかがでしょうか。

小坂国務大臣 同一世代ということで、考え方も似てしまうのかもしれませんが。

私も実は、この指針がどのように現場に伝わっていくかということ、この職につきまして、こういった分科会等の機会を通じて見直してみまして、これはよほど私立学校に対する国としてのガイドラインが詳細にわかりやすく記述されていないと、それを参考にして地方自治体あるいは教育委員会等が作成される、独立行政法人等が作成するガイドラインが同じようなものになってこないだろう、それぞれの独自の考えが入ってしまって、伝言ゲームようになってしまっているのではないかという懸念も持っております、現場に対しても、できるだけ詳細に、わかりやすく記述するように、こういう指導、指示を行っているところでございます。

おっしゃったように、こういったもののあり方については問題意識を持って私も取り組んでまいりたいと存じます。

川端分科員 民でできることは民でというのはよく聞く言葉であります、教育という一つの問題、分野として見れば、この法律の仕組みが非常になじまない。そして、おっしゃるように、私学は私学で、やはり建学の精神とか含めて、いろいろなものの多様な価値観、特別の価値観に重きを置くということをやっておりますので、指針はそこまで触れていませんが、ガイドラインとしてももう少し指導をきっちりされるといふ部分で前向きに御検討いただく御答弁でありましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、先ほど、官房長の御答弁を含めて、文集も一応は入るといふ認識をお聞かせいただきました。文集は何が個人情報なんですか。保護すべきものは何なんでしょう。

小坂国務大臣 現場としての意見を先ほど官房長から聞いていただきましたが、もう一度官房長からお答えしてもよろしいでしょうか。(川端分科員「はい」と呼ぶ)

玉井政府参考人 文集にはやはり個人名が載っておりますので、まさに、特定された、先ほど申し上げた定義に当たってくるわけでございます。そういう意味でございます。

川端分科員 確かに、私であれば、昭和三十何年何とか小学校卒業で、これで年齢がわかるんですね。そして川端達夫という名前がわかる。川端達夫はこの学校を何年に出た幾つものやつだというのがわかるという意味では個人情報だということで、文集も個人情報であるというふうにお役所はお考えになっているんですよ。

そうしますと、個人情報は保護期間というのがある、保管期間。十五条で、利用目的をできる

限り特定する必要があるということであると、文集の利用目的というのは何なのか、そして、利用目的達成後に、個人データは第三者、第三者というの法的に言えば子供あるいは親です、に提供した場合、第三者への提供に関して、利用目的達成後に個人データは返却または提供先における廃棄、削除というのが指針です、法律です。

ということは、文集を配って、利用目的は何なのか、そして、利用後の保管期間はどのようなものなのか、上記目的の達成が終わったら返してもらるか破って捨ててくださいという指示をするということが、文集を適用すればその範疇に入るとのことですが、利用目的と保管期間と、廃棄するということがいいのか、お尋ねをしたい。

玉井政府参考人 文集の目的そのものは、まさに児童生徒の教育活動への成果をまとめたものでございまして、これはまた、児童生徒に配付するために作成するものであるわけでございます。これが本来でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、そこで、個人情報そのものになっているわけでございますから、それがその利用目的外に利用ということも当然あり得るものでございますから、そういうときに、個人情報の保護に関する適切な対応ということがやはり求められてしまうということでございます。

川端分科員 大臣、官房長の御答弁は、文集は子供の教育の部分だけなんですよ。

お尋ねしたいんです。例えば、その時代に大臣や私や副大臣がお書きになった作文が文集で出てきたとしますね。あるいは年代、この年代の子供は今の子供に比べてしっかりした文章を書いているなというのか、いいかげんな文章なのかなというのがあるとか、漢字をこんなに使っているというふうな教育水準、あるいは、そこに出てくる親子の、兄弟の情愛とか、近所の話とか、いろいろな人への感謝の気持ちとか、働くことの喜びとかということが書いてあるのかないのか。今の子供と比べると、ニート、フリーター、職に対する意識、金に対する意識、家族に対する意識とかいうのも、学術的にも教育上も大変大事な私は財産だと思う。

子供がこんな能力があるというのを集めて文集にして、その目的だけだから、その期間が過ぎたらもうほかにいらないよということではないのではないかと思うんですが、大臣に、この文集というものの価値についてお尋ねをしたい。

小坂国務大臣 川端委員の御指摘の問題意識のポイントは私も理解できます。

しかし、個人情報保護法の目指すところは、本人の意思というものを大切にすることの一つあるんですね。それからもう一つは、社会通念上認められる範囲内のもは認めていこうということがないと、これは非常にぎすぎすした社会になってしまいますから、その視点も忘れてはならない。

したがって、個人情報保護法の二十三条第一項に規定されている例外規定、すなわち本人の同意を得ないで提供できる場合に該当しない場合には、第三者に提供することはできない。したがって、同意する者の範囲内でこれを作成し配付するなど、適切に対処する必要がある、こういう

ふうになっているわけです。

では、文集というものはそういうものなのかどうなのか。こういうことになると、人によっては、小さいころは自分はいろいろな考えを持っていて、天真らんまんにそれを書いてみた、今考えてみると、余り公表してほしくないなという部分もあるわけですね。また一方、結婚式等へ行きますとよくある話ではありますけれども、担任の先生を呼んだら、担任の先生が、実はきょう引き出しをひっくり返して何々ちゃんの作文を持ってきました、ここで読み上げますと言って、許可も得ないでいきなり読まれて、新郎新婦が泡を食うという場合もあるわけです。それがすばらしいものであればいいけれども、自分としては公表されたくなかったものである場合、本人は必ずしも気持ちよくないでしょうし、困る場合があるでしょう。

そういうことも考えますと、法律で規定されているから一概にこうだといって、規定したものはそのとおりに廃棄されなきゃいかぬという性質のもでもないし、また、廃棄されない場合に、その利用目的の範囲というのがどこまでだったか、最初は想定されていないものも、ある意味では類推して認められるというふう考えられる場合もありますから、しゃくし定規に、これは一定期間、その目的外になったから廃棄するというものでもないだろう。やはり文集というのは、後々にお互いに友達同士が読み返して、あいつはこんなことを言っていたなということを思い返す、そういうものも目的の中に入ったと考えれば、廃棄する必要はない。ただし、公表するときには本人の了解を得るといのは個人情報保護法の問題だということを留意しながら取り扱えばよいのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

川端分科員 公表云々という個人情報の部分は非常に気をつけなければいけないことは、おっしゃるとおりだと思います。

私がお尋ねしたのは、友達同士とか懐かしいなということ以上に、教育という視点から見ても、私、先ほども、繰り返しますが、教育の水準やそのときの社会状況や物の考え方、価値観というものが変遷していくという貴重な財産であると同時に、例えばある人が、川端康成さんはお亡くなりになりましたから個人情報の保護の対象でないんでしょうが、これもおかしいですね、亡くなった者はいいいけれども生きている者はだめだというのも私は変だと思んですが、例えば大江健三郎さんがノーベル文学賞を受賞された、子供のときの作文は文学的財産だと私は思いますよ。

ノーベル賞をもらった人が小学校のときにこういう文を、作家で物を書くのが御職業ですから、本人の同意を得るといったら同意されるんであると思いますけれども、おれは子供のときはみっともないから嫌だと言われるかもしれない。逆に、亡くなった瞬間に、学校の先生が山盛り倉庫から引っ張り出して、これが大江健三郎さんの自筆の作文だから、例え話ですよ、名前を出して恐縮ですが、めったに文学賞の方がおられないので、自筆の小学校の作文だといったら、これは文化財的価値があるものなんです。

ということも含めて、保護法はにおいておいて、慎重に判断する、運用するというのはにおいておいて、こういう価値があるものだと思われませんかと聞いているんです。

小坂国務大臣 今いみじくもおっしゃいました、本人が望まないという場合もあるかもしれない、そこがポイントだと思うんですね。もう一つのポイントは、生存する個人に関する情報と言っていることがポイントであります。

したがって、生存している限り、その本人の同意を得てくださいと。個人情報保護に該当するものだから、その使用目的外、その使用目的を達成した後は廃棄しなさいという廃棄の基準は、先ほど申し上げたように、後々思い返す、見返すということもその中に入っているとすれば、直ちに廃棄すべきものではないので、その保存期間については特に特定しないということになりますから、そういうものが保存されることはそれなりに認められると思いますし、川端委員のように文化財的な価値がある可能性もあるということを考えれば、多分皆さん保存されるんだと思います。

ただ、それを公表するときには、やはり個人の考え方を尊重して個人の許可を得るべき、個人が死んだ場合には許可が得られませんから、個人情報保護の対象にもなっておりませんので、これは適宜取り扱われるべきものとして判断をされるだろうと私は考えております。

川端分科員 ちょっと御答弁がずれておりまして、御承知の上でお答えになっているんですが、私は、個人情報というものをどうして保護するかということは大変大事なことで、しかし一方で、個人の思い出という意味ではなくて、大変貴重な財産としての価値があるものであるということ認識しておられるかどうかを聞いているんですよ。どうですか。

小坂国務大臣 川端委員の文集に対する思い入れ、またその可能性についての評価というものは、それなりに理解はできます。

しかし、その考え方をすべてに適用してそういう固定的な観念を持つべきだと言われても、私は、やはり文集というものはそれぞれに、その価値及び思いというのは、つくった人も、またそれを読む人も、また保存する人も、それぞれの考え方がやはり存在してしまうと思います。

そういう意味で、おっしゃるように、文化的な価値があるんだからという画一的な評価をしると言われても、必ずしもそうは言えないだろうということを申し上げているわけでありまして。

川端分科員 余計な文化的価値まで言ってしまったから、そこの御答弁をされていますけれども、この件に関しては御答弁はいいです、御承知の上でお答えになっているのはわかっていますが、これは文科省としての教育のあり方に関してでも大変貴重な財産なんですよ、私はそう思いますよ。

そして、今のように個人情報の保護を最優先に物を考えている部分で言うたら、それが二の次になっているんですよ。そして、現実には何が起こるか。言われたようにしていたら、可能な限り残さない方がいいということなんですよ。捨てると言っているのが基本なんですよ。ひょっとしたらと思うから残そうかなんて奇なこと考える人はいませんよ。そして、もしも何かあったら、あんな文集、おれの恥ずかしい作文、おまえが出したのかと学校に言われたら困るから、持っていない方がいいんですよ、保管する場所をとるから。だから、どんどん捨てるとい

う傾向が今ある。私は、その流れは逆ではないかと。

個人情報の保護という制約はあって、大変大事にしなければいけないけれども、いろいろな学術的、そして文化的な財産の宝であるということから見たら、可能な限り残そうよという方針をメッセージとして出してほしいと私は言っている。どうですか。

小坂国務大臣 重ねて申し上げますが、川端委員の文集に対する思い入れそのものは私なりに理解はできます。しかし、その評価を画一的なものとして指示を出すということになりますと、慎重に検討する必要があると思っております。今、川端委員が御指摘なさいましたその趣旨も私なりに受けとめまして、今後のそういった判断の指針の中で、私のできる範囲内において、そういったものを指導してまいりたい。

ただ、今御質問をいただいたから、指示を改めて、変更して、新たなそういう視点に立った指示を出し直すということは今ここで明確に御答弁するにはちょっと早過ぎると思いますので、検討させていただくという程度にとどめさせていただいて、答弁とさせていただきます。

川端分科員 こういう法律ができて、あつものに懲りてなますを吹くか、角を矯めて牛を殺すか知りませんが、今、日本が物的に豊かになったけれども、心寂しい、薄ら寒い世の中になってきているというときの、心が大事だと口ではよく言われます。そのときに、何を大事にしているかという物差しを、私は、政治家たるもの、示していくべきだと。

そういう基本的な精神がない中で、法律だけが走ると、今の法律では、私が個人的に文集が大事だと言っているのではないということも、御答弁では、御理解をいただいているのかはよくわからない御答弁でありましたが、きっとわかっていただいているんだろうと思います。そういうものが、法律が決まっているからということだけで、スタンスとして明確に、捨てるのが原則ですよということは私はあってはいけないという価値観を持って、現実にいる対応するのが難しいことがいっぱいあるのは承知しているんだけれども、そういう価値観を大事にしようという姿勢でやっていただきたい。

そのことを特にお願いして、時間が来ましたので終わりにしたいというふうに思いますが、せっかくですから、学校の教育現場におられた馳さん、何か一言あったら、通告していませんが、御感想でも、特に個人的でも結構でございます。

馳副大臣 先ほどから大変含蓄のある御質問だなと、私も教壇に立っておった経験から思っております。

文化的な価値ということで焦点になっていましたけれども、私は、いわば教師という立場からすれば、教育的な価値とか、あるいは、こういう言葉があるかどうか分かりませんが、子供にとっての思い出的な価値というのは、やはり思い出を大切にしながら生きるというのは生きがいになるんですね。いろいろな観点から判断がされていくのがよいだろうなというふうに思って伺っております。

以上です。

川端分科員 ぜひともいろいろな角度からまた御検討の中に、ひとつどこかの頭に、こんなことを言うておったやつがおったと思っていてください。よろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

実川主査 これにて川端達夫君の質疑は終了いたしました。